

平成 27 年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人海技教育機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 海技教育機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のとおり、契約件数 59 件、契約金額 430,825,036 円であった。うち、競争性のある契約は 40 件(67.8%)、375,869,774 円(87.2%)、競争性のない契約は 19 件(32.2%)、54,955,262 円(12.8%)である。

平成 25 年度と比較して、競争性のない随意契約の金額の割合が 0.06%大きくなっているが、主に練習船係留場所浚渫工事及び進学ネット掲載業務の新規案件によるものである。

表 1 平成 26 年度の海技教育機構の調達全体像 (単位:件、億円)

| | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------|-----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (66.1%) 39 | (83.7%) 2.92 | (66.1%) 39 | (86.1%) 3.71 | (0%) 0 | (0.27%) 0.79 |
| 企画競争・公募 | (1.7%) 1 | (1.4%) 0.05 | (1.7%) 1 | (1.2%) 0.05 | (0%) 0 | (0%) 0 |
| 競争性のある契約(小計) | (67.8%) 40 | (85.1%) 2.97 | (67.8%) 40 | (87.2%) 3.76 | (0%) 0 | (0.27%) 0.79 |
| 競争性のない随意契約 | (32.2%) 19 | (14.9%) 0.52 | (32.2%) 19 | (12.8%) 0.55 | (0%) 0 | (0.06%) 0.03 |
| 合計 | (100%) 59 | (100%) 3.49 | (100%) 59 | (100%) 4.31 | (0%) 0 | (0.23%) 0.82 |

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (2) 海技教育機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおり、契約件数 6 件(15.0%)、契約金額 46,167,476 円(12.2%)であった。

平成 25 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 50.0%の増、金額は 130.0%の増)が、実習に使用する装置であり業者が限られたこと。他に、入札参加要件に、中小企業の受注機会への配慮から、上位有資格者を含めずに入札を執行した結果等によるものである。

表2 平成26年度の海技教育機構機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 比較増△減 |
|------|----|------------|-------------|--------------|
| 2者以上 | 件数 | 36(90.0%) | 34(85.0%) | △2(△5.56%) |
| | 金額 | 2.8(93.3%) | 3.30(87.8%) | 0.5(17.9%) |
| 1者以下 | 件数 | 4(10.0%) | 6(15.0%) | 2(50%) |
| | 金額 | 0.2(6.7%) | 0.46(12.2%) | 0.26(130.0%) |
| 合計 | 件数 | 40(100%) | 40(100%) | 0(0%) |
| | 金額 | 3.0(100%) | 3.76(100%) | 0.76(25.3%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1. の現状分析及び契約監視委員会での指摘等を踏まえ、総合的な検討を行った結果、平成27年度は、以下の項目について、契約事務の適性化及びコスト削減等に取り組むこととする。

(1) 契約事務の適正化

① 随意契約の改善

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

ただし、会計規程第38条第1項第2号(緊急を要する場合で、競争に付することができないとき)等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行う。

【契約審査委員会による点検実施件数】

② 一者応札の見直し

一者応札となった案件について、入札説明書を受け取った者で入札に参加しなかった事業者に対し、アンケート調査を実施し、要因分析を行う。

また、複数年度にわたり一者応札となった案件については、契約監視委員会での事後点検を行い、その結果を公表する。

【事後点検結果】

(2) コスト削減等

① 練習船の修繕工事に関する調達

練習船中間・定期検査等修繕工事に関し、コンサルタントを活用する事等により、費用の節減を図る。

【調達金額】

② 建物等修繕工事に関する調達

建物等修繕工事に関する調達については、公告期間を長く設定する事で、入札者数の増大を図る。

【入札者数及び調達金額】

③ 適正な予定価格の設定

インターネットなどを活用した幅広い価格調査を行い、適正な予定価格の設定に努める。
【調達単価】

(3) その他

官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮、グリーン購入法に基づく環境への配慮など、政府の方針に沿った適正な調達の実施に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会(委員長は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

ただし、会計規程第38条第1項第2号(緊急を要する場合で、競争に付することができないとき)等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行う。

<契約審査委員会>

委員長 総務担当理事

委員 理事、事務局長、教育企画部長、教育企画部次長、総務課長
その他委員会において必要と認められた者

【契約審査委員会による点検実施件数】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

当法人では、これまで予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を実施しており、是正改善の措置をとる必要があると認めた場合には、速やかに監査対象箇所に対して措置をとることを要求し、改善に努めることにより、会計規程等の遵守を通じ、不祥事の発生の防止を図っている。

【会計内部監査の実施件数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 事務局長

メンバー 教育企画部長、総務課長、会計課長、海技大学校管理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、海技教育機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。